

「工場立地法」の概要と届出手続きについて

阪南市未来創生部企画課

1. 工場立地法とは

工場立地が環境の保全を図りつつ、適正に行われるよう定められたものです。一定規模以上(敷地面積9,000㎡以上又は建築面積の合計が3,000㎡以上)の工場の敷地利用に関し、生産施設、緑地、環境施設の面積率(準則)が定められており、工場の新・増設等を行う際は市長へ事前に届出を行わなければなりません。

届出内容が準則に適合しない場合や、届出を怠った場合は、勧告や罰則を受ける場合があります。

○対象となる工場(=特定工場)(工場立地法運用例規集)

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業(水力、地熱及び太陽光発電所は除く)

規模：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積の合計3,000㎡以上

※敷地面積とは…(工場立地法運用例規集)

- ・敷地面積は、工場等(工場、駐車場、資材置場等)の用に供する土地の全面積をいいます。自己所有地、借地等の別を問いません。
- ・用途不明のまま、予備として確保している敷地も含みます。
- ・敷地が道路等で分断されていても、一体として利用されているものは一つの敷地として扱います。
- ・別法人等に土地を貸している場合は、敷地から除きます。
- ・社宅、寮、病院の敷地は除きます。
- ・都市計画法、他法令での敷地のとらえ方と異なる場合があります。

※建築面積とは…(工場立地法運用例規集)

- ・工場敷地内にあるすべての建築物の水平投影面積をいいます。
(延べ床面積ではありません。)
- ・測り方は建築基準法の規定と同じです。

※生産施設とは…(工場立地法施行規則第2条)

- ・製造業における物品の製造工程(加工修理工程を含む。)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業における発生工程を形成する機械または装置が設置される建築物

- ・製造工程等を形成する機械または装置で上記の建築物の外に設置されるもの

※生産施設面積率とは…(工場立地に関する準則)

敷地面積に対する生産施設面積の割合(業種別に8段階に区分)30～75%以下

(経済産業省ウェブサイトで「工場立地に関する準則 別表第一」を参照)

※緑地とは…(工場立地法施行規則第3条)

- ・樹木が生育する区画された土地または建築物屋上等緑化施設であって、工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- ・低木または芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が被われている土地または建築物屋上等緑化施設

※緑地面積率とは…(緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準)

敷地面積に対する緑地面積の割合20%以上

(経済産業省ウェブサイトで「緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準」を参照)

※環境施設面積の割合とは…(工場立地に関する準則)

敷地面積に対する環境施設面積の割合(緑地を含む)25%以上

2. 必要な届出

届出の要否は、経済産業省ウェブサイトで「工場立地法運用例規集」を参照ください。

■新設届(第6条第1項)

- ・特定工場を新設する場合
- ・敷地、建築物の増設等により、特定工場の規模に該当する場合

■変更届(第8条第1項)(附則第3条第1項)

- ・特定工場が届出内容を変更する場合
- ・既存工場(昭和49年6月28日以前に設置された工場)が、法施行後に初めて変更を行う場合

■名称等変更届(第12条第1項)

- ・届出者の氏名、住所(本社所在地)を変更する場合
※単なる社長の交代に伴う届出者の変更は届出を要しません。
- ・特定工場の名称、所在地を変更する場合

■承継届(第13条第3項)

- ・譲受、借受、相続または合併により、特定工場全部を譲り受ける場合

■廃止届

- ・特定工場を廃止する場合

3. 届出期限

■新設届・変更届(事前の届出)

届出が受理されてから90日以上経過しないと工事を開始できません。
ただし、届出の内容が、法第9条の勧告の用件に該当しないと認められる場合は、その期間を30日間まで短縮することができ、指定された工事着工日以降に工事を開始できます。

■その他の届出(事後の届出)

届出事項に変更があったとき、遅滞なく。

4. 提出部数

2部(正本1部・副本1部)を提出してください。
副本は、收受印を押印し、受付番号を付して返却します。

5. 相談窓口・届出先

相談窓口 阪南市企画課
T E L 072-489-4585
F A X 072-473-3504

6. 届出用紙

届出用紙は、国(経済産業省)及び市(阪南市)のウェブサイトから、ダウンロードできます。

国：https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/index.html

市：<https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/mirai/kikaku/syoukougyou/1558575949260.html>

7. 留意事項

阪南市では、国が定めた準則「国準則」が適用されます。

（地方公共団体が国準則に代えて適用する「地域準則」は定めていません。）

国（経済産業省）ウェブサイトにて、法律等を確認いただくようお願いします。

参考となる法律等

- ・工場立地法
- ・工場立地法施行令
- ・工場立地法施行規則
- ・工場立地に関する準則
- ・工場立地法運用例規集など